

笛吹市商工振興災害対策資金貸付制度について

市では地震等の災害の影響を受けた商工業事業者の経営の安定を図ることを目的に事業資金の融資を行います。 融資枠15億円

1. 貸付条件（笛吹市商工振興災害対策資金貸付条例に基づきます。）

資金種類	資金用途	利用限度額	利率 (%)	貸付期間及び返済方法
災害対策資金 (無担保)	事業資金 1000万円		固定 2%	72か月以内 (12か月の据え置き期間含む) (元金均等月賦返済)
保証料	保証料の2分の1の補助があります。ただし10万円を限度とします。			
利子	5年間に限り、支払った利子の補助があります。			

滞納分の利子については、補助対象外となります。

融資額については、保証協会、金融機関の審査があります。

2. 利用できる企業・個人

- (1) 市内に住所を有し、県内で同一事業を1年以上営んでいる者
- (2) 山梨県信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる者
- (3) 申込日において納期が過ぎている市税を完納している者
- (4) 災害の影響を受けた後1か月間の売上高等が前年同月比2割以上減少している者、またはその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比2割以上減少することが見込まれる者

3. 申し込み先は、笛吹市内の金融機関（原則として市内の支店）

○山梨中央銀行 ○甲府信用金庫 ○山梨県民信用組合 ○山梨信用金庫

4. 問い合わせ先

笛吹市観光商工課 TEL055-262-4111

笛吹市商工会 TEL055-263-7811

上記金融機関各支店